

めざす姿

子ども一人ひとりが健やかに育ち、子どもや子育て家庭にかかわる全ての人がつながり、社会全体で子どもを愛情深く育む地域社会

重点施策

1 ひろめよう、それぞれの居場所～子どもの居場所づくり～

子どもの居場所ネットワーク事業

子ども食堂や無料・低額の学習支援等の地域の多様な子どもの居場所づくりを公民連携で推進するため、引き続きポータルサイト「いこっと」での情報発信や、立ち上げから運営支援、居場所運営者同士のつながりづくり、ボランティア講座などを実施。



子どもの居場所づくり推進事業補助金の創設

地域における子ども食堂や無料・低額の学習支援等の多様な子どもの居場所の定期的な開催や、食材等の提供を通じて支援を必要とする子ども・家庭への見守り等を行う団体に対して補助をすることで、居場所の安定的な運営の支援を実施。



Web

重点施策

2 みんなで寄り添う、健やかな育ち ～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～

切れ目ない相談支援

こども専用LINE相談「とよなかっ子ライン」が、市立小中学校で配布されるタブレットからも相談できるよう相談体制を拡充。

中学校の生徒会執行部をはじめとした生徒が主体となり、各中学校でクリアファイルなどのオリジナルグッズを作成、配布するなどし、安心安全な学校づくり、いじめ予防の啓発・促進を実施。



分野横断的な相談支援

子どもや子育て家庭が抱える問題が複合化・複雑化していることから、相談・支援窓口の緊密な連携を推進。妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援のため各窓口が相互に連携。

重点施策

3 誰もが安心、つながる支援～必要な支援を届ける環境づくり

障害のある子どもへの支援

保護者支援の拡充を図るため、ペアレント・プログラム講師養成講座を実施。

外国にルーツをもつ子ども(家庭)への支援

子どもサポート事業では、新型コロナウイルス感染症の対策をしながら可能な限り対面活動を継続し、臨時休館時にはオンラインでも活動を実施。おとなサポート事業では、引き続きリモートやSNSによる相談対応を実施。

ひとり親家庭、貧困の状況にある子ども(家庭)への支援

国制度の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、子育て世帯への臨時特別給付金支給。就労相談について、児童扶養手当現況届提出時に相談窓口の積極的な案内を実施。

子ども健やか育み条例に基づく取組み

- ・条例を知ってもらう取組みとして、子ども向けパンフレットを講座開催時や市内の小学4年生に配布。また小・中学校を対象に条例や子どもの人権をテーマにした出前講座を実施。
- ・子どもの社会参加の促進として、学校を訪問し、小学生、中学生、高校生合計136人からヒアリング。
- ・子どもたちの「思い」を表現したこどものつづき展を開催。



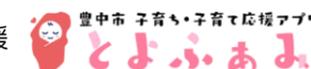
施策の柱 1 子育て支援

- ・保護者と園の円滑な連絡を行うことにつながるICT化としてコドモンを市立こども園全25園に導入。
- ・民法の改正により令和4年(2022年)4月から成年年齢が18歳に引き下げられることに備え、高校生を対象に契約について学ぶ講座を開催。また、ネットと契約について学べる高校生向けのDVDを作成し、市内全ての高等学校11校へ配布。
- ・医療的ケアを必要とする子どもと家族が安心して暮らすことができるよう「医療的ケアが必要なお子さんと家族のための支援ガイドブック」を作成。



施策の柱 2 子育て支援

- ・子育て情報誌「サービスガイドブック」をリニューアルし、子育て・子育て応援BOOK「みんなで」を発行。
- ・子育て・子育て応援アプリ「とよふあみ」をリニューアル。
- ・多胎児世帯への3つの支援制度を開始
(妊婦健康診査受診券の追加交付、保護者と一緒に育児・家事を行う支援員の派遣、ファミサポの利用料補助)



施策の柱 3 安心・安全なまちづくり

- ・「とよなか子育て応援団」の新シンボルマークを決定。
- ・両親教室や交通安全教室などを新型コロナウイルス感染症の感染流行状況に影響を受けないよう、オンライン形式で実施。

